**訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業者　自主点検表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 　　　　年　　月　　日 |  |
| 法　人　名 |  |
| 代表者（理事長）名 |  |
| 介護保険事業所番号 | ２ | ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事業所 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 記入担当者職・氏名等 | （職）　　　（氏名） | 連絡先電話番号 | －　　　－ |

□自主点検表記載にあたっての留意事項

（１）チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「非該当」に

チェックをしてください。

　　　（２）その他については、具体的に記載してください。

Ⅰ（基本方針）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　基本方針 | ■訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。 | [ ]  | [ ]  | 介基準44予基準46 |
| （介護予防） | ■介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 | [ ]  | [ ]  |

Ⅱ（人員に関する基準）

| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　看護職員(看護師又は准看護師)の員数・資格 | ■実人数で１名以上いるか。■サービスの提供は、当該事業所の看護師又は准看護師の資格を有する従業者が行っているか。(下表に前月分の人数記載の上チェック)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **勤務形態****資格** | **常 勤（人）** | **非 常 勤（人）** |
| **看護師** |  |  |
| **准看護師** |  |  |
| **合　　計** |  |  |

 | [ ] [ ]  | [ ] [ ]  | [ ] [ ]  | 介基準45予基準47老企第25号3-2-1-(1) |
| ２　介護職員 | ■実人数で２名以上いるか。（介護予防訪問入浴のみを行っている事業所については、１名以上。）※指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問入浴介護の人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を１人置くことをもって、基準を満たしているものとみなす。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| ３　常勤の従業者 | ■看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| ４　管理者 | ■常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、管理業務に支障がないか。（注）以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるとされています。イ 当該指定訪問入浴事業所の訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合ロ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合※この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。兼務状況(事業所名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)(職種名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準46予基準48老企第25号3-2-1-(2) |
| ■管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 法75則131法115-5則140-22 |

Ⅲ（設備に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| １　専用区画 | ■事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。■利用申込の受付・相談等に対応できる適切なスペースを確保しているか。■浴槽等の備品・設備等を保管するために、必要なスペースがあるか。事務室従業者数に見合った机・いす等が収容できるスペースが確保されていること。※他の事業と共有している場合は、それぞれの事業所ごとに明確に区分されていること。相談室利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保されていること。また、遮へい物の設置（壁、パーテーションによるもののほか、つい立や家具等によるものも可）により、相談内容が漏洩しないように配慮されたものであること。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準47予基準49老企第25号3-2-2-（1）（2）（3） |
| ■専用区画に変更がある場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。※事務室内の単なる備品の配置換え、レイアウト変更など、軽微な変更は届出不要。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 法75則131法115-5則140-22 |
| ２　設備及び備品等 | ■手指を洗浄するための設備等を備えるなど、感染症予防に必要な対策を行っているか。設備及び備品等について、衛生的な管理を行うための措置を行っているか。■利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあっては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたものになっているか。（扉がガラスでないもの、施錠可能なものほか）■訪問に際して携行するもの（ガーゼ等の衛生材料、消毒薬、ディスポーサブルの手袋など） | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準47予基準49老企第25号3-2-2-（3） |
| ３　訪問入浴のために必要な設備及び器材 | ■下記の設備及び機材を確保しているか。・訪問入浴介護に必要な浴槽(身体の不自由な者が入浴するのに適したもの)・車両(浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの) | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| ４　設備に関する基準のみなし規定 | ■みなし指定の場合、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |

Ⅳ（運営に関する基準）

| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | ■サービスの提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準8［準用54］予基準49-2老企第25号3-1-3-(2)準用 |
|  | ■重要事項説明書と運営規程間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違していないか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■重要事項説明書には、利用申込者がサービスを選択するために重要な事項（下表で確認）を記載しているか。（重要事項記載事項）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など） | 有・無 |
| 運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など） | 有・無 |
| 管理者氏名及び従業者の勤務体制 | 有・無 |
| 提供するサービスの内容とその料金について | 有・無 |
| その他費用（交通費など）について | 有・無 |
| 利用料、その他費用の請求及び支払い方法について | 有・無 |
| 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について | 有・無 |
| 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む） | 有・無 |
| 緊急時の対応方法 | 有・無 |
| 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） | 有・無 |
| サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額のめやすなど） | 有・無 |
| 事業者、事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄 | 有・無 |
| 虐待防止のための措置に関する事項 | 有・無 |
| 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） | 有・無 |

 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■サービスの内容及び利用料金等について利用者の同意を得ているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■サービスの提供開始について、利用者と契約書を交わしているか。■契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するものとなっていないか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| ２　サービス提供拒否の禁止 | ■正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。■要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否していないか。【提供を拒むことのできる正当な理由】①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴を提供することが困難な場合■正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録しているか。※サービス提供を拒否したことの正当性を明らかにしておくためにも記録をすることが望ましい。提供拒否の理由 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準9［準用54］予基準49-3老企第25号3-1-3-(3) 準用 |
| ３　サービス提供困難時の対応 | ■サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者の紹介を速やかに行っているか． | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準10［準用54］予基準49-4老企第25号3-1-3-(4) 準用 |
| ４　受給資格等の確認 | ■利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。（確認の具体的な方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準11［準用54］予基準49-5老企第25号3-1-3-(5) 準用 |
|  | ■被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し､その意見を考慮しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| ５　要介護認定等の申請に係る援助 | ■利用申込者が要介護認定等を受けていない場合に、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準12［準用54］予基準49-6老企第25号3-1-3-(6) 準用 |
|  | ■有効期間が終了する30日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| ６　心身の状況等の把握 | ■サービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況や置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準13［準用54］予基準49-7 |
| ７　居宅介護支援事業者等との連携 | ■サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準14［準用54］予基準49-8 |
|  | ■サービスの終了に際しては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| ８　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | ■利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準15［準用54］予基準49-9老企第25号3-1-3-(7) 準用 |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | ■居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画に沿ったサービス提供をしているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準16［準用54］予基準49-10 |
| 10　居宅サービス計画等の変更の援助 | ■利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合を含む。）は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助（支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明など）を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準17［準用54］予基準49-11老企第25号3-1-3-(8) 準用 |
| 11　身分を証する書類の携行 | ■従業者に身分証明証（事業所の名称、看護職員等の氏名、写真、職種を記載したもの）や名札を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族からの申し出により提示するよう指導しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準18［準用54］予基準49-12老企第25号3-1-3-(9) 準用 |
| 12　サービス提供の記録 | ■利用者、事業者の双方が、サービス提供実績等の確認を行えるよう、また、利用者の心身の状況等把握したことについて、今後のサービス提供に活かすため、記録をとっているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準19［準用54］予基準49-13老企第25号3-1-3-(10) 準用 |
|  | ■記録には、次の内容が記載されているか。サービス提供日、提供時間、具体的なサービス内容、提供者の氏名等、利用者の心身の状況等、※サービス提供時間は、計画等の時間ではなく実際の時間を記録すること | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。※「その他適切な方法」とは、例えば利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| 1. 利用料等の受領
 | ■利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の１割（法令により給付率が９割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準48予基準50老企第25号3-2-3-(1) |
|  | ■法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴を提供した場合の利用料と居宅介護サービス基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。※そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問入浴のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。イ　利用者に当該事業が指定訪問入浴の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問入浴事業所の運営規程とは別に定められていること。ハ　会計が指定訪問入浴の事業の会計と区分されていること。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■下記の利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用以外の支払を利用者から受けていないか。 【利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用】〇利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 〇利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用  | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用について、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。【交通費の記載例】公共交通機関を利用する場合はその実費をいただきます。自動車を使用する場合は、事業所から利用者居宅までの距離が○○キロメートルまでは○○円、○○キロメートルを超える場合は○○キロメートルごとに○○円をいただきます。など | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| 14　保険給付の請求のための証明書の交付 | ■法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準21［準用54］予基準50-2老企第25号3-1-3-(12) 準用 |
| 15　領収証の交付 | ■利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 法41-8 |
|  | ■領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■領収書には、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。※平成１２年６月１２日厚生省事務連絡｢介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取り扱いについて｣参照 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■償還払いとなる利用者に対しても領収書の交付を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| 16　訪問入浴介護の取扱方針 | ■利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、適切に行なわれているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準49、50予基準56、57老企第25号3-2-3-(2)・4-3-1-(1) |
|  | ■指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど適切なサービス提供に努めているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。  | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点など）について、理解しやすいように説明を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。  | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行っているか。■これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者としているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認しているか。■上記については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しているか。  | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行っているか。また、保管に当たっても、清潔保持に留意しているか。■皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用しているか。■消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知しているか。（消毒方法等マニュアル　有 ・ 無　） | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| （質の評価） | ■提供するサービスの質について、自己評価とそれに基づく改善を行っているか。※提供された介護サービスについては、目標設定の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行い改善を図らなければならない | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| 17　利用者に関する市町村への通知 | ■利用者について、次のいずれかに該当する状況が生じたことがあったか。①正当な理由なしに訪問入浴の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準26［準用54］予基準50-3老企第25号3-1-3-(15) 準用 |
|  | ■上記の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| 18　緊急時等の対応 | ■指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。※協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準51予基準51老企第25号3-2-3-(3) |
|  | ■緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| 19　管理者の責務 | ■管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 ■管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に訪問入浴介護の運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準52予基準52老企第25号3-2-3-(4) |
| 20　運営規程※経過措置虐待防止のための措置に関する事項については令和6年3月31日までは努力義務 | 運営規程には、次の事項が定められているか。①事業の目的及び運営の方針 （有・無）②従業者の職種、員数及び職務内容 （有・無）③営業日及び営業時間 （有・無）④指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額　（有・無）⑤通常の事業の実施地域 （有・無）⑥サービスの利用に当たっての留意事項（有・無）⑦緊急時における対応方法（有・無）⑧虐待防止のための措置に関する事項（有・無）※変更届不要⑨その他運営に関する重要事項 （有・無）【サービスの利用に当たっての留意事項】利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等)**虐待防止のための措置に関する事項**虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準53予基準53老企第25号3-2-3-(5) |
| 21　勤務体制の確保等 | ■利用者に対し適切な指定訪問入浴を提供できるよう、指定訪問入浴事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めているか。■原則として月ごとの勤務表を作成し、看護職員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準53-2予基準53-2老企第25号3-2-3-(6) |
|  | ■当該指定訪問入浴事業所の従業者によって指定訪問入浴を提供しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| （研修機会の確保）※経過措置認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関しては、令和6年3月31日までは努力義務 | ■従業者の資質向上のため、計画的な研修を実施しているか。■事業所は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。■事業所が新たに採用した、上記の資格を有さない従業者に対し、採用後1年を経過するまでに、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| （ハラスメント対策） | ■適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（職場におけるハラスメント）により通所介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。事業主が講ずべき措置の具体的内容ａ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発ｂ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備事業主が講じることが望ましい取組について顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）防止の取組　例①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　②被害者への配慮のための取組　　③被害防止のための取組 |[ ] [ ] [ ]   |
| 22　業務継続計画の策定等※経過措置令和6年3月31日までは努力義務 | ■感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定しても差し支えない。以下の項目等を記載することイ 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）ロ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携 |[ ] [ ] [ ]  介基準30-2［準用54］予基準53-2-2老企第25号3-2-3-(7) |
|  | ■訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施しているか。※感染症の業務継続計画に係る研修や訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修や訓練と一体的に実施することも差し支えない。※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |[ ] [ ] [ ]   |
|  | ■定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 |[ ] [ ] [ ]   |
| 23　衛生管理等 | ■従業者の清潔保持、健康状態の管理や設備、備品の衛生管理を行っているか。■従業者（常勤、非常勤）の健康診断の結果の管理を行っているか。■感染症予防の観点から感染予防マニュアルの作成等必要な対策を講じているか。■従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準31［準用54］予基準53-3老企第25号3-2-3-(8) |
| （感染症対策）※経過措置令和6年3月31日までは努力義務 | ■当該指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。□１　当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。□２　当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。□３　当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施すること。※感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |[ ] [ ] [ ]   |
| 24　掲示 | ■事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。※必要事項を記載した書面を当該指定訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）①運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など）②従業者の勤務体制③秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について④事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）⑤苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など）⑥提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準32予基準53-4老企第25号3-1-3-(24) 準用 |
| 25　秘密保持等 | ■従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準33［準用54］予基準53-5老企第25号3-1-3-(25) 準用 |
|  | ■従業者であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。■指定訪問入浴事業者は、当該指定訪問入浴事業所の看護職員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。■従業者の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。同意書様式　有 ・ 無　　利用者　有 ・ 無　　利用者の家族　有 ・ 無 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| 26　広告 | ■内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準34［準用54］予基準53-6 |
| 27　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | ■居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準35［準用54］予基準53-7老企第25号3-1-3-(27) 準用 |
| 28　苦情処理 | ■提供した指定訪問入浴に係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準36［準用54］予基準53-8老企第25号3-1-3-(28) 準用 |
|  | ■苦情があった場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■吹田市及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| （地域との連携等） | ■提供した指定訪問入浴に関する利用者からの苦情に関して、吹田市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の吹田市が実施する事業に協力するよう努めているか。※「吹田市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や市民の協力を得て行う事業が含まれる。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準36-2［準用54］予基準53-9老企第25号3-1-3-(29) 準用 |
|  | ■指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護の提供を行うよう努めているか。 |[ ] [ ] [ ]   |
| 29　事故発生時の対応 | ■サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの体制をとっているか。※利用者に対する指定訪問入浴の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問入浴介護事業者が定めておくことが望ましいこと。※指定訪問入浴事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準37［準用54］予基準53-10老企第25号3-1-3-(30) 準用 |
|  | ■事故が生じた際には事故の状況及び事故が起こった際に行った処置を記録しているか。■事故・ひやりはっと事例報告に係る様式を作成しているか。又は事故・ひやりはっと事例報告に係る様式に記録しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか※保険加入、賠償資力を有することが望ましい。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
| 30　虐待の防止※経過措置令和6年3月31日までは努力義務 | ■従業者による利用者への虐待を行っていないか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準37-2予基準53-10-2老企第25号3-2-3-(9) |
|  | ■研修の機会の確保など従業者に対して高齢者虐待防止のための措置を講じているか。（措置の具体的な内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | [ ]  | [ ]  | [ ]  |  |
|  | ■虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。□１　当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。□２　当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。□３　当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施すること。□４　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。虐待防止検討委員会は、次のような事項について検討することイ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することロ 虐待の防止のための指針の整備に関することハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関することニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むことイ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |[ ] [ ] [ ]   |
| （通報義務） | ■従業者による利用者への虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しているか。 |[ ] [ ] [ ]   |
| 31 会計の区分 | ■事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護の事業（介護予防訪問入浴介護の事業）とその他の事業とに区分して会計処理しているか。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準38［準用54］予基準53-11老企第25号3-1-3-(32) 準用 |
| 32 記録の整備 | ■従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。■事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する①～⑤の記録を整備し、①については当該計画に基づく居宅サービスの提供を終了した日から**５年間**、②～⑤については当該記録を作成し、又は取得した日から**５年間**保存(※)しているか。①訪問入浴介護計画②介基準第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録③介基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録④介基準第36条第２項に規定する苦情の内容等の記録⑤介基準第37条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 介基準53-3予基準54市条例3-2-2市条例5-2-23-2-3-(10) |
| 33　変更届出の手続 | ■運営に関する基準について、変更届出提出の該当事項があった場合、速やかに変更届出を指定権者に提出しているか。※変更した日から10日以内に提出すること。（具体的な事項：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 法75則131法115-5則140-22 |

Ⅴ（業務管理体制の整備）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 非該当 | 根拠 |
| １　業務管理体制整備に係る届出書の提出 | ■事業者（法人）において、①～③の区分に応じ、業務管理体制を整備するとともに、当該整備に係る事項を記載した届出書を、所管庁に提出しているか。**①法令遵守責任者の選任　【全ての法人】**　　　法令遵守責任者の届出　　　　　済　　・　　未済　　　所属・職名　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　**②法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】**①に加えて、規程の概要の届出　　　　　済　　・　　未済**③業務執行の状況の監査の定期的な実施【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】**①及び②に加えて、監査の方法の概要の届出　　　　済　　・　　未済 | [ ]  | [ ]  | [ ]  | 法115-32 則140-39則140-40 |
| ■届出事項に変更があるときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ているか。※事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は届出不要。 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| ■所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ているか。★「指定事業所が吹田市内にのみ所在する事業者」の届出先は吹田市※所管庁（届出先）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出先 | 区分  |
| （１）厚生労働大臣 | ・指定事業所が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 |
| （２）本社所在地のある都道府県知事 | ・指定事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 |
| （３）指定都市の長 | ・指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 |
| （４）中核市の長 | ・指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者※ |
| （５）市町村長 | ・地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 |
| （６）都道府県知事 | 上記以外の事業者 |

※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事） | [ ]  | [ ]  | [ ]  |

※法：介護保険法（平成9年法律第123号）

※則：介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

※介基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

※予基準：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

※H12厚告19号：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

※老企第25号：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年厚生省老人保健福祉局企画課長通知老企第25号）

※老企第36号：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定

居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成12年厚生省老人保健福祉局企画課長通知老企第36号）

※老計・老振・老老発第0317001号：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成18年厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連盟通知老計・老振・老老発第0317001号）

※市条例：吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第７号）